

**第 7 回 CM 方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会 議事概要**

日時：令和元年 12 月 10 日（火）15:00～16:30

場所：経済産業省別館 236 号各省庁共用会議室

○ 事務局より資料に基づき説明した後、委員による質疑・意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

**■第 6 回検討会の議事概要について**

○第 6 回検討会の議事概要を確認し了承された。

**■契約約款（案）について**

○「設計共同体」の定義は、設計と CM を同時に委託する場合を想定しているということか。そうでないとしても、建築・土木で共通で使われる用語として、混乱を招く可能性はないか。

○約款あるいはガイドライン等で「複数のものが共同して受託する場合（以下、共同体という。）と定義すればよいのではないか。

○第 35 条債務不履行に対する受託者の責任について第 3 項では、例として業務が完了してから 2 年との記載だが、一方第 4 項では業務の完了の際に違反があることを知っていた場合には「業務が完了した日から 1 年」と委託者により厳しい期日となっている。

「契約に関して違反があることを知ってから 1 年以内」としては如何か。

**■CMR の制度上の位置づけについて**

○地方公共団体では「どの事業者へ CM 業務委託をすればよいかわからない」という現状があるので、CMR を登録制とするのはよいと考える。一方で、特に地方には CM 事業者も多くないので、登録制とする場合の要件を厳しくしすぎないで頂きたい。特に金銭的な要件をあげると地方の事業者では受託できないのではと懸念している。

○日本 CM 協会では設立当初、次のような議論があった。建築コンサルタント（土木）はどちらかというとな法人の資格であるが、日本 CM 協会の CCMJ は個人資格である。すなわち、一級建築士や CCMJ は本来個人の責任であるが、土木では個人の責任と組織の責任がありどう異なるのか、どう考えるかという点を議論しなければならない。また、発注者支援者についても発注者業務を理解している公共建築工事事品質確保技術者資格もあるので、そのあたりを交通整理し、理解してほしい。

○資格のみを先行して議論するのではなく、特に土木の場合には行政の仕事への理解と、どのように支援すれば発注者の役に立つかを理解していないといけないと考える。マネジメントのみができればよい、という訳ではない。地方公共団体の発注者にとって本当

に役に立つ CMR の制度とするためにも、経験と実績を積み重ねて仕組みを作る必要がある。

- それらの関連する資格も含めて精査・検討する必要がある。また、まずは地方公共団体での活用を目指して整備し、その後に大きく育てるということでよいのではないか。
- 資格が複数あるが、その資格を有していればよい、というものでもないと思う。分野によって求められる能力が異なるので、担当業務に応じて担当分野ごとに登録する制度としなければ、地方公共団体のニーズに対しミスマッチが発生するのではないか。例えば土木でも単なる発注者支援業務とダム、河川、橋梁と求められる知識はかなり異なる。

以 上